

果樹苗木に付いているいろいろな表示

販売されている苗木には、「証紙」、「タグ(品種名などが書かれている)」、「価格票」などが貼付されていますので、その意味を確認して購入してください。また、苗木だけでなく販売されている店頭での表示にも目を向けましょう。

● 品種名等が書かれたタグ

「指定種苗」を販売する場合は一定の表示が必要で、種苗の包装(紙袋、ビニール袋など)に直接表示しているか、必要事項を記載したタグが種苗に付けられています。

表示内容

- 表示をした種苗業者の氏名、住所
 - 果樹の種類、品種名、台木の名称
 - 生産地(都道府県名、外国産の場合は輸出国名)
 - 数量
 - その他省令で定める事項(農業使用履歴の表示)
- なお、これらは店頭に掲示している場合もあります。



証紙

- 種苗法に従い、果種協との利用許諾契約に基づいて生産・販売されている果樹登録品種の苗木であることを示しています。
- 苗木の品質などを保証しているものではありません。

品種名・価格票

- 種苗の品種名は登録期間を過ぎても品種登録時の名称を使用しなければなりません。

品種名などが書かれたタグ

- 品種名、果実写真、台木名、生産者名、生産地名、簡単な品種特性などが表示されています。
- 登録品種であること、PVPマークなどが明示されていることがあります。

詳細は農林水産省品種登録ホームページ(<https://www.hinsyu.maff.go.jp>)を参照してください。

● PVP(ピーヴイピー)マーク

種苗法により保護されている「登録品種」であることを示すマークです。タグ、証紙等で苗木に表示されるだけでなく、カタログ、Webカタログにも記載されています。

● 証紙

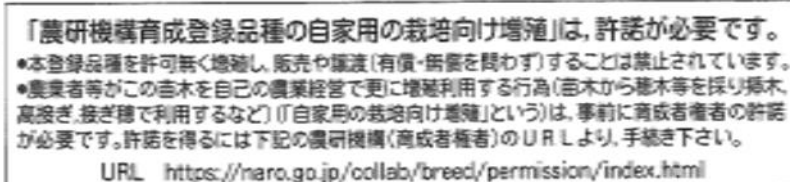
果種協が発行した「証紙」は、果種協との許諾契約に基づいて生産・販売される農研機構、長崎県、広島県等及び一部民間の登録品種の果樹苗木に貼付することが義務付けられています。この「証紙」は、品種を開発した育成者から許可を受けて生産された確かな苗木であること、及び健全な母樹から穂木を採って生産した苗木であることを示すものです。なお、都道府県や民間では、育成した品種に各々独自の証紙を貼付していることがあります。



農研機構の試験研究機関が育成した果樹登録品種に貼付される証紙

左上:表側

左下:裏側



また、果種協が発行した「証紙」には、種苗法により保護されている「登録品種」を示す PVP マーク、購入者が海外に苗木や穂木を無断で持ち出すことを禁止する「海外持出禁止(農林水産大臣公示有)」の表示、また裏面には「自家用の栽培向け増殖」に関する注意事項が記載されているものもあります。これら表示の意味をよく理解して、苗木を扱きましょう。